

高鍋町告示第11号

令和4年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月25日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和4年3月3日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○3月7日に応招した議員

同上

○3月11日に応招した議員

同上

○3月17日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○3月22日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和4年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 定期監査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第16号)]
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第7号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第17号)
- 日程第11 議案第8号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第9号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第10号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第11号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第12号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第14号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について
- 日程第18 議案第15号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第20号 令和4年度高鍋町一般会計予算
日程第24 議案第21号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第22号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26 議案第23号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第27 議案第24号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第28 議案第25号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第29 議案第26号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第30 議案第27号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第31 議案第28号 令和4年度高鍋町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 例月現金出納検査結果報告
 (3) 定期監査結果報告
 (4) 町長の政務報告
日程第3 町長の施政方針
日程第4 会期の決定
日程第5 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第16号)]
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
日程第10 議案第7号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第17号)
日程第11 議案第8号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12 議案第9号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第10号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第14 議案第11号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第15 議案第12号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第13号 町道路線の認定について
日程第17 議案第14号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について
日程第18 議案第15号 高鍋町消防団条例の一部改正について
日程第19 議案第16号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第17号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 令和4年度高鍋町一般会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和4年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君	農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君
代表監査委員 ……… 森 弘道君	

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君
建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君
農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君
会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君
健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	杉田 将也君
税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和4年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。令和4年第1回定例会の招集に伴いまして、2月28日午前10時より第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので、報告いたします。

今定例会に提案されます付議事件は、人権擁護委員の推薦についての諮問が4件、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）、令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）など補正予算が7件、町道路線の認定についてが1件、高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止についてが1件、高鍋町消防団条例の一部改正についてなど条例の一部改正が4件、高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてが1件など、条例関係が6件であります。

また、令和4年度高鍋町一般会計予算及び令和4年度高鍋町水道事業会計予算並びに令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算など特別会計予算が7件、予算関係が合計9件、全部で27件の説明を受け、特に意見はなく、議案第7号の説明資料を配付することが求められましたので、本日配付されております。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日3月3日から3月22日までの20日間、また一般質問は、町長の施政方針に伴い17日と18日の2日間に8名で行うことで、委員全員の意見の一致を見たところであります。

以上、報告といたします。

コロナ禍の中、今定例会は長丁場となりますので、議会の円滑な運営に議員各位の御協力を併せてお願い申し上げます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中義基議員、2番、永友良和議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（緒方 直樹） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略します。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。森弘道代表監査委員。

○代表監査委員（森 弘道君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表して、監査結果を報告いたします。

監査の結果につきましては、令和4年2月18日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく備品の定期監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、図書館の蔵書、美術館、歴史総合資料館の寄贈・寄託物品及び総合体育館、消防団各部消防機庫の備品の管理状況についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和4年2月の4日、7日、10日、15日の4日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、図書館の蔵書につきましては図書台帳のとおり、所定の場所に保管整理されているか、美術館、歴史総合資料館の寄贈・寄託物品については、管理簿にのっとって適正に管理されているか、総合体育館、消防団各部消防機庫の備品については、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿が適正に管理されているかを主眼とし、抽出による確認を含めて関係者立会いの下、現物の照合をいたしました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施したところでございます。

第5に、監査の結果について申し上げます。

図書館の蔵書につきましては、図書台帳のとおり適正に管理されていることを認めました。しかし、閲覧場所は、依然として狭い状態であり、今後とも保管に関する定めを制定することを含めて、課題の解消に取り組む必要があるかと思われまます。

美術館におきましては、寄贈物品、寄託物品ともに管理簿は整理され、現在高は管理簿と一致し、正確に管理されていることを認めました。

歴史総合資料館の寄託物品については、管理簿及び現物は正確に管理されていることを認めました。寄贈物品についても、管理簿が整備されておりますが、保管の在り方の検討を要するものが見受けられましたので、期限を定めて早急に整備されるよう要望いたします。

総合体育館、消防団各部消防機庫の備品につきましては、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。特に消防機庫の備品の管理状況につきましては、非常に管理整頓が行き届いており、いつ何どきでも出動できる体制が整えられておりまして、使命感の高さがうかがわれました。

なお、今回の対象となりました図書館の蔵書冊数、美術館、歴史総合資料館の寄贈・寄託物品の在庫数、総合体育館、消防団各部消防機庫の備品数は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。令和3年12月1日から令和4年2月28日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町とアクサ生命保険株式会社との健康増進に関する連携協定締結式についてでございますが、町民の皆様が、いつまでも生き生きと過ごすことのできる健康長寿の町の実現を目的に、12月15日、高鍋町役場において執り行いました。町民の健康増進に関することや健康経営の推進に関することを軸とした連携事業に取り組み、人口減少社会においても活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与するものと考えております。

次に、持田遺跡出土金属製品披露会についてでございますが、1月21日に、高鍋商工会館において開催いたしました。一昨年、持田遺跡で見つかった地下式横穴墓2基から出土した金属製品の保存処置が終わり、関係者に披露したもので、持田古墳群を含む古代ロマンあふれる持田遺跡の本当の姿を知る上での貴重な資料として、今後も調査を進めることとしております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、今年度も社会人のキャンプを誘致することができ、エイジェック硬式野球部の皆様には、2月14日から3月1日までの16日間にわたり、キャンプインしていただきました。県内外におけるまん延防止等重点措置の重点措置区域指定等の影響もあり、3月に予定されていた分も含め、複数のチームのキャンプが中止となってしまいましたが、今後も継続的に来訪していただけますよう、環境整備やおもてなしに努めてまいりたいと考えております。

次に、高鍋町とライフログテクノロジー株式会社との連携協定締結式についてでございますが、2月22日に、高鍋町役場において執り行いました。スマートフォンを活用し、体重、血圧等のバイタルデータに加え、運動や食事、栄養状態などを見える化し、町民が自身の健康状態や生活習慣を客観的に知ることができることで、健康への意識づけを図ることができるものと考えております。

また、自治体によるスマートフォンを活用した運動、バイタルデータ、栄養の三要素を網羅した健康づくりの取組は、前例の少ない先進的なものであり、スマートウェルネスシティの実現に向けた健康分野における取組の第一歩として期待しております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（緒方 直樹） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 2022年、アフターコロナ、ニューノーマル、ゲームチェンジ、時代は大きく変わり始めました。歴史を振り返れば、14世紀のパンデミック、最大2億人が亡くなったとも言われる黒死病（ペスト）の大流行は、歴史を塗り替え、人類をルネッサンス、創造的時代へと導き、社会の大変革をもたらしています。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まって3年目を迎えた今、過去の歴史と同じく、世界は一変し、私たちはアフターコロナ、コロナ後のニューノーマル、新常識の時代を迎え、ゲームチェンジ、これまでとは全く異なる発想や価値観の経済、産業、企業、社会へと加速しながら、急激に変化を続けています。

人口減少、少子高齢化、気候変動、脱炭素、人工知能、デジタル化など、社会・環境の変化、テクノロジーの進化、そして、人類を襲ったパンデミック、新たな時代への対応が迫られるとともに、さらなるまちづくりへのチャレンジが求められています。

世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻、米欧露の対立、ロシアへの経済制裁、米中の対立と台湾の問題、国際的な覇権争いが続く中、コロナ禍も3年目を迎え、今後の景気回復が期待される一方、オミクロン株の蔓延、半導体や食料やエネルギーの供給不足、物価上昇、世界的インフレ、金融緩和縮小、利上げ政策、債務の急増、所得格差、中国経済の減速、世界同時不況など様々なリスク要因が山積し、一触即発にある戦争への危機感が漂う世界経済の行方はいまだ予断を許さない状況にあります。

日本経済は、経済活動の正常化、雇用、所得、環境の改善、コロナ危機下に積み上げられた約40兆円の過剰貯蓄が消費に回る予測など、コロナ禍後の経済回復が期待されていますが、現状はデジタル化の遅れ、所得格差、未整備な社会保障制度など、日本の社会や経済には大きな課題が残されており、日本経済の成長には加速する世界の進化に対応するとともに、積極的な改革を推し進めていく必要があります。

岸田首相は、経済成長を促進させるため、成長と分配の好循環という目標を掲げ、新しい資本主義という社会経済の改革を提言しました。その実現には、3つの課題が指摘されています。

第1の課題は、産業構造の改革です。世界の産業、事業構造転換の動きは一段と進化を遂げ、加速しています。日本は早急に硬直的な労働市場の変革、企業の新陳代謝、将来への先行投資、ベンチャー企業家の育成、異分野の知の統合などを推し進め、産業事業構造の転換を急がねばなりません。

第2の課題は、分配の強化です。過去30年間の世界の賃金水準の変化は、米国は2.5倍、ドイツは2倍に増加する中、日本だけは横ばいのままです。日本はバブル崩壊後の低成長、デフレ経済から抜け出せなかった失われた30年の中で、リストラや非正規雇用の拡大に終始し、人材の投資を停滞させてしまいました。国を豊かにするのは、イノベーションを起こす創造的人材です。人材育成の投資を強化し、創造的な人材や価値ある仕事に対しては、その成果に見合う賃金を支払い、相応な分配をすることが重要です。

第3の課題は、前向きに消費投資できる環境づくりです。日本の家計と企業の現預金は、2021年6月時点で1,400兆円に上ります。その背景には、日本経済の成長の不確実性や将来に対する不安があり、その蓄えとして貯蓄を増やす結果になっています。

これらの現預金は、金融機関も運用ができず、経済成長に活用されることもなく、拡大する政府債務の原因ともなっています。所得格差是正、社会保障制度改革などの推進により、将来の不安を抑制し、前向きな失踪を促す、社会環境を整えることが成長と分配の好循環を促す重要な要素となっています。

2022年、干支にちなめば、今年はとら年です。虎（タイガー）の語源はティグリスであり、矢のように早い流れを意味します。世界の変化が加速する中で、日本は成長と分配の好循環を実現し、レジデント、強く柔軟性のある持続可能な社会を目指して、虎のように早く、力強く躍進していく必要があります。

急激にゲームチェンジしていく時代、技術革新や新たな価値観によって導かれる先に、私たちはどのような未来を描くことができるのでしょうか。2030年のメタバース、環境経済、金融、教育、宇宙というゲームチェンジを象徴する分野はどのような未来予測がされているのでしょうか。

メタバース。メタバースとは仮想現実、VR、ゴーグルを使いアバター（分身）が自由に行動できる仮想空間のことです。私たちはメタバース（仮想空間）の中で働き、買物を楽しみ、イベントに参加することができるようになり、仮想現実（VR）や拡張現実（AR）の技術で誕生した世界は、日常生活の一部となり、人と人とのコミュニケーションを大きく変えることとなります。

循環経済。資源を使わず、廃棄物を出さない循環経済への転換が急がれています。1970年代に、100年以内に資源が枯渇し地球上の成長は限界に達すると指摘されて以来、今、この懸念は現実味を帯びてきています。この問題を解決するには、新たな資源

を使わず、物をつくり出す技術、国、企業、個人の意識や行動の変化が不可欠です。古い服の繊維から新しい服、空気から水、水から水素、循環再生する新しい技術は急ピッチで進み、資源を使わず捨てない経済の実現は目の前に来ています。

金融。お金は紙幣や貨幣という形あるものから、見えないものへと姿を変えられていると言われています。電子マネーや暗号資産、仮想通貨が普及し、中央銀行が発行するデジタル通貨が登場し、ブロックチェーン、分散型台帳という新しい技術も加わり、お金はデジタルな存在として情報を持ち、国の政策や企業の戦略、人々の経済活動まで大きく変えることとなります。

教育。仕事や学びが大きく変わります。今後10年で、世界中で4億人から8億人の雇用がデジタル化、自動化によって失われ、そのうち4億人近くが新たなスキルを身につけ、新たな仕事に就く必要があると考えられています。学歴よりスキル重視、これからは、一生、新たなスキルを学び続けられる人材を育てる仕組みが重要になってきます。特に、日本人はデジタルスキルが低く、リスキリング、人材の再教育や再開発をする取組、学び直しが急務であると言われています。

宇宙。2021年、アマゾン創業者、ジェフ・ベゾス氏、ZOZO創業者、前澤友作氏ら民間人が宇宙旅行に成功し、宇宙大航海時代が幕を開け、宇宙開発は軍事科学開発から民間宇宙開発へと変わりました。

アメリカのスペースXを率いるイーロン・マスク氏、電気自動車テスラ創業者は、今後打ち上げコストは1キログラム当たり10ドルまで下げられると発言しています。低コストで物や人を宇宙へ運べる時代はもう目の前に来ています。

激変する時代にあって、急激な人口減少社会を迎えた日本のGDPは、成長する国々に追われながらも、何とか世界3位を維持しています。しかし、幸福度は2021年の国連が発表した世界幸福度ランキングでは56位と相変わらず低迷を続けています。

歴史を振り返れば、急激な経済成長とともに、明治維新の頃の3,000万人の人口から、人口ピークを迎えた2004年の1億2,784万人までの136年間で、日本の人口は一挙に4倍に増えています。

明治維新後の富国強兵策、第2時世界大戦後の経済成長政策、日本は欧米に倣い、過去の価値観を捨て、世界に例を見ない急激な経済成長と急激な人口増加を果たしたのです。

しかし、その成長は、論語や武士道など日本人が古来より大切に育み培ってきた精神的基盤、心のよりどころを失う成長であったかもしれません。

欧米は、キリスト教倫理をなくしたことは一度もごさいません。日本の人口が3,000万人だった江戸末期から明治維新の時代、日本を訪れた欧米人は、日本ほど幸福に見える国はないと、日本独自の社会構造や日本人の価値観、生活習慣を高く評価しています。

20世紀の英国を代表する都市計画家のレイモンド・アンウィンは、20世紀初めの日本の都市や地域を都市計画の理想として描いています。アンウィンは、日本について、春になると桜の下に人が繰り出してにぎやかに過ごすと言明し、理想の都市計画を日本の田

園のイメージと重ね、もし同様のことができるとするならばという趣旨で、英国の都市計画を立案しています。

20世紀初頭の日本の田園都市は、世界の見識者から高い評価を得ていたのです。また、江戸時代のまちづくりが現代のSDGsに通じる考えの下に行われていたことは興味深い事実です。

これから訪れる未来、私たちは時流を追いかけ、イノベーションだけに夢を託すわけにはいきません。イノベーションと同時に、今ある大切なものを守ること、失った大切なものを取り戻すことを怠ってはいけません。

懐かしい未来という言葉があります。それは、スウェーデンの言語学者ヘレナ・ノーバークホッジが提唱する未来への提言です。彼女は、ラダック、インド北部のヒマラヤの麓の地域のことで、そこでの生活体験での学びをつづった著書「幸せの経済学」の中で、豊かさや幸福の手がかりは遠い彼方にあるのではない、私たちの身近なローカルな場所や古くからの風景や文化、あるいは、それらへの愛着の中に含まれている。成長の後にたどり着いた場所で発見したものは、元いた場所の大切さ、あるいは、元いた場所そのものにあると語りかけています。

豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生、そのビジョンは未来へのイノベーションとともに、懐かしい未来としての失った大切なものの再生も人口減少社会の新たな価値観の創造、重要な取組として位置づけています。

歴史シンポジウムの開催や八朔の誓い、明倫堂の教えの創設、高鍋町の昔話の再生も高鍋町の懐かしい未来創造の原点であり、今後のまちづくりを進める上で、極めて重要な意識改革、シビックプライド、町に対する町民の誇り、町に対する貢献しようとする誇りの醸成に必要な取組であると考えています。

不易流行。今、私たちに重要なことは不易と流行、変化に流されない洞察力と変化を取り入れていく先見性であると考えています。まちづくりのビジョンを明確にし、過去の歴史を未来への道しるべと捉えるとともに、時代の流れを的確に捉え、未来をデザインし、変化への対応を急ぎながら、積極的なまちづくりに取り組んでいかねばなりません。

高鍋町の揺るぎないビジョン、それは、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生です。豊かさとは、幸せを実感できることであり、美しいとは、自然環境と人の心の美しさのことであり、歴史とは、積み重ねてきた高鍋町の改革の歴史であり、文教とは、人を育て優秀な人材を輩出するということです。改革の努力を積み重ねていく風土の中で優れた人材が育ち、若者がチャレンジできて、働きがいのある雇用の場があり、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て、教育に最適な施設と福祉環境を整えた誰もが住みたいと願う豊かで美しい城下町の再生を目指すことが高鍋町の未来に向けた揺るぎないまちづくりのビジョンです。

農畜産業が豊かになってこそ、商工業が潤い、町は元気になるという、高鍋町を発展させる理念の下、本年も産業振興、教育、福祉、子育て、高齢者支援、防災、住環境整備を

まちづくりの柱に10項目の達成すべき目標を明確にし、戦略を立案し、高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

さらに、その基本戦略の中に変化する未来を予測し、国が提言するゼロカーボンシティ、SDGs未来都市、スマートシティ、スマートウエルネスシティ、緑の食料システム戦略という未来都市構想と国の戦略を加え、10項目の達成すべき目標をさらに充実した内容の戦略として構築しています。

ゼロカーボンシティ。ゼロカーボンシティとは、2050年までにCO₂二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨、脱炭素化を首長自らが、または、地方自治として表明、ゼロカーボンシティ宣言をした地域の自治体のことです。

SDGs未来都市。SDGs未来都市とは、内閣府地方創生推進室がSDGsの達成に取り組んでいる都市を選定する制度のことです。既に2020年までに30都市が選定されていますが、今後、選定の可能性を模索していきたいと考えています。

スマートシティ。スマートシティとは、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント、計画整備、管理、運営等の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また、新たな価値を創造し続ける持続可能な都市や地域のことです。

スマートウエルネスシティ。スマートウエルネスシティとは、住民が健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことをまちづくりの中核に位置づけ、健康維持活動や社会参加活動の支援、ウォークブルシティ、歩きたくなるまちの構築などにより、生涯にわたって健やかで幸せに暮らせる健康都市のことです。

緑の食料システム戦略。農業、食料生産において革新的な技術や生産体系を順次開発し、社会実装にすることにより、2050年までの農林水産業のCO₂ゼロミッション化の化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取得面積の拡大などの実現により、持続可能な食料システムの構築を目指すものです。

10項目の達成すべき目標。

1、農畜産業の支援。

1、農畜産品の高付加価値化、農畜産品のブランド化、農畜産品の6次産業化、農畜産品の販売促進、地元農産品と飲食店との連携を図りたいと考えます。積極的な補助支援、新規就農者への積極的支援、農業用ハウス補助の補強の支援、農業機械導入の支援、災害に加えた収入保険への加入の促進、老瀬地区圃場整備事業の推進、国営灌漑排水事業一ツ瀬川地区更新事業の推進、家畜伝染病の防疫。

3、農業活性化支援。

有機農業の推進。高鍋・木城有機農業推進協議会の活動の促進、高鍋・木城両町による有機JAS認定認証機関の設置を行います。

緑の食料システム戦略。有機の里づくり等に積極的に取り組みます。高鍋農業高校が行う有機農法授業の支援を行います。

スマート農業の推進。

エイムネクスト株式会社が町内に構築したLPWAネットワークを活用します。スマート農業の実装実験への取組、高鍋農業高校、県立農業大学校との連携、農業後継者、新規就農者への育成支援、地域おこし協力隊制度の積極的な活用、JA児湯との連携促進。

2、商工業支援。

商工業地場産業支援、中小零細商工業商店街の支援をします。

地域産業の支援、地場産品開発、販売促進支援、ふるさと納税制度の推進、創意工夫による地場産品づくりの支援とつなげてまいります。

商店街、まちづくりの活性化、まちづくり会社マチツクルとの連携、空き店舗対策の推進、町家・古民家再生の支援、レンタルオフィス、シェアオフィス事業の推進を行います。

商工業の活性化、スマート商工業の推進、デジタル化、LPWAネットワークを活用した商工業のスマート化の推進を行います。

コワーキングスペース事業の支援推進。餃子フェスなど商工業イベント開催の支援、後継者、起業家の育成支援、地域おこし協力隊制度の積極的な活用、高鍋商工会議所との連携を推進します。

3、企業誘致雇用促進。

起業家養成、新産業の創出、積極的な企業誘致活動を推進します。誘致企業との意見交換を行います。レンタルオフィスによる企業誘致の推進、企業に求める人材の規制、食の教育を支援します。

4、観光推進。

観光資源を生かした観光推進、SNSを利用した観光情報の発信を行います。ホームページの充実、ユーチューブ、フェイスブック、LINEを活用してまいります。飲食業の振興支援を行います。九州オルレ宮崎・小丸川コースの整備、広報支援を行います。

高鍋町駅舎周辺及び蚊口海浜公園の整備を促進します。駅舎、駅前ロータリー、海浜公園キャンプ場、民間遊休施設等の開発の推進を支援します。城下町の景観、高鍋城址公園、城堀、秋月墓地などの整備を促進します。町家・古民家再生により、町並みの再生の推進を行います。観光協会と連携を進めてまいります。高鍋城灯籠まつりを支援します。

観光資源開発。NHK大河ドラマ推進協議会の設立、米沢市の上杉鷹山大河ドラマ推進協議会と連携を図ります。持田古墳群、高鍋大師花守山の整備を推進します。観光イベントの支援、観光ボランティアガイドの育成を支援します。

5番目、高齢者、子育て福祉の充実。

高鍋町社会福祉協議会との連携を推進、総合相談支援センター「架け橋」の充実支援、こゆ成年後見支援センターの充実支援、子どもの居場所づくりの推進、福祉医療の充実支援、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の推進、スマートウエルネスシティ（幸福都市づくり）の推進、健幸アンバサダーの育成推進、高校生までの医療費の無償化を推進を図ります。高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進を図ります。65歳以上のインフルエンザ予防接種の無償化の推進、福祉ボランティア活動の推進、子育て支援、

教育保育施設的环境整備の推進、安心して子育てのできる切れ目ない支援体制の充実、放課後児童クラブの支援、子どもの貧困対策の支援、高齢者支援、LPWAネットワークを活用した高齢者見守りの推進、高齢者の生きがい・活動の場の確保、生き生きとした暮らしの支援を行います。高齢者クラブの支援、シルバー人材センターの支援、高齢者の居場所づくりを推進します。

障がい者支援、高鍋まごころサポーターの育成、障がい者支援サークルの支援、障がい者が生き生きと暮らせるための支援を行います。

6、教育支援。

文教の町の再生、教育の充実支援（外国語）、小学校体育館の工夫改善、特別支援教室の充実推進、教育のデジタル化の推進、学校施設環境改善の推進、キャリア教育、ふるさと教育の推進、スクールソーシャルワーカーによる支援、文教の町の再生支援、ふるさと教育明倫堂の教えの策定導入推進、児湯学友団コンソーシアム協議会の推進、高鍋町内の県立高校の支援、高鍋高校創立100周年事業の支援。

7番目、社会教育の推進。

社会教育施設の整備充実、柿原政一郎記念高鍋図書館リノベーションの推進、町なか学習館の設置推進、スポーツ施設の整備改善、改修、石井十次生家の整備、指定管理者制度の導入、施設のネーミングライツの推進、官民連携による老朽化施設の整備促進、高鍋町歴史総合資料館の改革充実、地域スポーツ文化活動の支援、公民館活動の支援、スポーツ文化活動の支援、美術館の充実活動支援、歴史を生かしたまちづくりの推進、歴史シンポジュームの開催、嚶鳴フォーラムへの参加、全国藩校サミットへの参加、高鍋の昔話の再生、高鍋神楽の無形民俗文化財国指定の推進、伝統芸能の承継、育成支援、旧鈴木馬左也邸の再生の推進、石井十次顕彰会の活動支援、古墳を守る会の活動支援。

8、防災環境整備美しいまちづくり。

防災の推進、災害危険箇所の防災対策の推進、宮越樋管の揚水機場完成に伴う周辺土地利用条例の整備、町内の河川水路のしゅんせつ整備、防災訓練の実施、LPWAネットワークを活用した防災管理の推進、消防団活用の支援、住環境整備の推進、竹鳩橋架替えの推進、竹鳩橋等の整備促進期成同盟会の活動再開、早期事業着手に向けた活動の推進、ゼロカーボンシティ宣言、2050年までカーボンニュートラルを目指します。ここで、高鍋町のゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

高鍋町ゼロカーボンシティ宣言。2015年に採択されたパリ協定を受け、2020年10月に政府は、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言いたしますと表明いたしました。このような国内外の動向を踏まえ、本町におきましても、先人から受け継がれてきた豊かな高鍋町の自然と文化を未来に生きる子どもたちに引き継いでいくため、脱炭素に積極的に取り組むことが不可欠です。高鍋町は、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとするカーボンシティを目指し、町民、事業者との連携、協働

の下、取り組んでいくことを宣言します。

令和4年3月3日、高鍋町長、黒木敏之。

以上、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。

次に、SDGsの推進。

SDGs未来都市を目指します。デジタル化スマートシティの推進、APWAネットワークを活用したスマートタウンの推進、道路等未整備インフラの整備、空き家・空き地対策の推進、持続可能な公共交通体系の再構築、美しい高鍋の景観づくりの推進、景観条例、景観審議会等の充実及び施策の展開、街路樹、美しい街並み、景観美化の推進、公園の美化整備、コンパクトで美しく機能性に優れたまちづくりの推進、高鍋町木タカナベカイドウの植樹育成支援。

9番目、人口増加、移住定住支援、移住定住の推進、定住のススメの作成、高鍋町の魅力情報発信の推進、空き家バンクの利活用推進、地域おこし協力隊制度の活用と人材確保の推進、移住定住支援策の拡充。

10、役場の活性化の推進、町民の声を町政に生かすための取組。ホームページ、広報たかなべ等情報発信の充実、町民の意見を聞く機会の充実、業務のデジタル化、スマート行政の推進、職員教育の推進、綱紀粛正の徹底、人材育成、職員研修の推進、年度方針、各課の年度目標の設定と共有化の推進、プロジェクトチーム、職員自主研究グループ活動の推進、課を超えた連携チームで自ら立案したテーマに取り組んでいくことを進め、支援します。笑顔、挨拶、掃除で職場文化づくりの推進、町長表彰制度の充実。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、やるべきことを迅速、確実に推し進めてまいります。

「民よ、変えてはならないものを受け入れる冷静さと、変えるべきものを変えていく勇氣と、変えることのできるものとできないものを識別する英知を我らに与えたまえ」、これは、アメリカの神学者・ラインハルト・ニーバーの言葉です。

1980年前後のアメリカでレーガン政権が始まろうとする頃、日本が好景気でバブルの絶頂期を迎えた頃、失われた30年に至る前になります。苦境に遭ったアメリカ、そのアメリカの経営者の会議では、よくこの言葉の書面が配られました。そこには、改革を成し遂げるために最も必要な言葉が記してありました。

冷静さと勇氣と英知、明確な目標設定と冷静、勇氣と英知をもつて的確に施策を実践することにより、高鍋町は必ず誰もが住みたいと願う輝きに満ちた幸せの実感できる町になると信じます。

町民の皆様、議員の皆様、職員の皆様の教えを請い、共に力を合わせ、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生に向かって歩を進めてまいりたいと考えます。なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げて、私の施政への所信といたします。（発言する者あり）

すみません。1か所抜けておりました。

ゼロカーボンシティ宣言をした後、たしか息切れでぼうっとしてしまい、ゼロカーボンシティの後、3番目に、住環境整備の推進の中に、皆さん、とっても大事な自治体新電力の設立準備というのが抜けておりましたので、訂正いたします。

ゼロカーボンシティの推進、町民の生活支援、それから雇用の創出、自治体の支援、これを行ってまいります。

これが抜けておりましたので、改めてつけ加えさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

日程第4. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から3月22日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの20日間に決定いたしました。

ここで、暫時休憩したいと思います。11時ちょうどに再開したいと思います。（発言する者あり）分かりました。11時5分までに再開したいと思います。

午前10時51分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第5. 議案第6号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第6号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第6号（専決第3号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、2月13日までの期間で要請されていた営業時間短縮等が21日間延長され、3月6日までとなったことから、延長期間内に営業時間短縮等の要請に応じた事業者に対し、協力金を追加して支給するものでございます。

なお、営業時間短縮要請の期間延長が2月10日に決定され、14日から延長されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,447万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億1,638万1,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第6号（専決第3号）令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）について詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、1月25日に要請がありました2月13日までの期間における飲食店等を対象とした営業時間短縮等が3月6日まで延長されたことから、延長された期間の全てにおいて要請に応じた事業者に対し、協力金を追加して支給するものでございます。要請の内容、協力金の金額は、延長前と同じでございます。

予算書の10、11ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、感染症対策時間短縮要請協力金事業支援金が1億4,280万円、事務費として、消耗品費が2万8,000円、郵便料が3万円、受付審査業務の委託料が161万8,000円でございます。

続きまして、予算書の8、9ページを御覧ください。

歳入についてでございますが、商工費県補助金、感染症対策時間短縮要請協力金事業補助金が1億3,172万円、ふるさとづくり基金繰入金が1,275万6,000円となっております。

なお、専決処分の日は令和4年2月10日でございます。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。まん延防止策による支援金と考えますけれども、まん延防止策を取っているかどうかの判断は、どこで誰がしているのか。きっちりとした方針は持っているのかお伺いします。

また、守られていない事業者、そして従前の売上げが3万円未満の事業者への対応はどうしているのか。

先ほど説明がありましたけれども、委託料として時間短縮要請協力金事業受付審査業務委託というのがございます。これは161万8,000円も出すのであれば、高鍋町役場できちっと、私は、やればできないことはではない。

会計年度任用職員もいらっしゃるし、そういうところもいらっしゃるので、できるだけ経費を節約していくために、私は、ここでも少しは財政支出を抑えていく必要があるのではないかと考えますけれども、こうやって湯水のごとく商工会議所へ出すお金が一体年間どれぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。お答えいたします。

まず、事業者のほうの確認の件でございますけれども、申請時に時間短縮要請に応じたところを確認するために、その旨表示を店舗の前にはしていただくようにしておりますので、

そちらの写真等の添付を求めています。

また、今回の第6波に伴います時短要請につきましては、1回目の要請が出たタイミングで、1月の25日、27日、28日にそれぞれ町の職員、商工会議所の職員、あと飲食関連組合の役員の方々と町内の飲食店等を、周知のために巡回させていただいております。

また、延長になりました後も、2月の14日、再周知のために全域巡回を行ったところでございます。

飲食関連組合の役員の方々のお話では、組合のほうで独自の周知連絡網も持っておるといことで、そちらのほうでも周知をしていただいたところでございます。

今のが、守っていない事業者のところの確認についてでございます。

なお、申請受付業務につきましては、1月25日の部分から商工会議所のほうへ事務の委託を行っておるところでございますが、こちらの事務費につきましては、県のほうの事務補助分で賄っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

○11番（中村 末子君） 従前の売上げが3万円未満の事業者ということを知ったんだけど、聞いたことには的確に答えないと。今そっちから言われたことを的確に聞いて質疑をしたりしないといけないのよ。執行部もちゃんとそこらを考えて、こちらの質疑があったらちゃんと聞いて、ちゃんと答えてちょうだい。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時40分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。お尋ねの件でございますけども、2月の18日時点での申請頂いております件数の中で申し上げますと、3万円以下の協力金の給付事業者対象が104件となっております。

また、事務費につきましては、今年度中、商工会議所のほうへ委託しております金額のほうは566万9,532円となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先ほどの答弁で、調査に行くのが商工会議所と飲食業の組合と役場も入っているんですね。ということは、自分で自分を調べるようなもんなんです、部外者から言わせていただければ。

やはり、それを役場の人が入るのはいいとしても、本来なら一般町民の皆さんを誰かきちんと連れていくということ、調査をお願いしますということにして一緒に行ったりし

て、そして、できればそこで写真を撮ってきていただいて、本当にお店の中もそういった対策をしているのかどうかということ、しっかりと見てくる必要があるんじゃないかなと。

相手から出してもらった写真とかで判断するのではなく、そういう宣言のステッカーを貼っているだけでなく、本当にお店の中でしっかりとそういうことをやっているのか。

そして、そのために、例えば空気の入替えを一体どれぐらいの範囲でしているのかということ、やはり調査するべき必要があるんじゃないかなと。そうしていかないと、やはり公平であるという町政にはならないと思うんです。

この支援金のほとんどが、確かに県から来ます。国からも出されます、お金がですね。でも、これは国会議員が出したお金でもありません。全て税金の中から出ているんです。

ということは、やはり皆さん、テレビを見る時間が多いもんだから、私に電話が来る内容としては、何か知らんけどよて、みんな自分たちがお金を出すようなことを言うけどさで、私たちの税金じゃんで、あれだけ借金つくってよう平気な顔をしてられるよねって、そして、そのお金が飲食業で、そういう対応もしていないようなところ、そして、3万円以下の売上げしかない、そういうところにも3万円行く、おかしいわあて。私、直接電話があった内容をお伝えしている状況なんですけれども。

やはり、同じ飲食業の中でも、例えば人を8名ぐらい雇って仕事をされていた方、その方も1年ちょっとは何とか人を雇ってできていたんだけど、とてもじゃないけど続かないで、申し訳ないけど辞めていただくということになって、相手の子も、給料は安くてもいいですからと言われるけれども、いやまたこっちがちゃんとできるようになったら雇うから頼むねって言って辞めてもらったと。

やっぱり、涙ながらにそういうお話を聞くと、非常に飲食業の皆さんは、このコロナ禍が収束した時点で、お客さんが帰ってくるのかどうかというのを物すごく不安を抱えていらっしゃるし、本当に大変な状況になる。夜出ないのが当たり前というふうになってくると、8時以降の飲み屋さんというのは、明かりが消えてしまうんじゃないかという心配をすごくされている方がたくさんいらっしゃるんです。

そして、やっぱり自分たちは一人暮らしだけれども、やっぱり飲み屋さんに行って、いろんな人と交流することによって、やっと生きがいじゃないけど、生きているという感覚が持てた。だけど、今は誰とも話ができない。いろんな話がわいわいとできないという中で、人とのつながりをどうやってつくっていったらいいのかということ、やはりお店を利用されていた方々からもそういうお話が来ます。

そして、確かに全てを補填していただくわけではないんですけれども、酒屋さんについても、いろんな、農業者に、皆さんについても、漁業者の皆さんについても、魚屋さんについても、やはり、今まで取引をしていただいた皆さん、飲食業の皆さんの取引がなくなったことで、非常に大変な状況があると。

先ほど町長は、施政方針の中で、コロナ収束後のことを大分言っていました。

しかし、本当に蓋を開けてみたら、収束したときには人は誰もいなかったということになりかねないような状況にまで今来ているところだと思うんです。

だから、それから考えたら、やはり、守られていない事業者があるのではないかという不信感、それを調べているのが、自分たちで調べているというところ、ここの改善が図ることができなかったのかどうか、その辺はどういうふうに話をされてきたのか。

そして、そういう例えば酒屋さんであれ、魚屋さんであれ、農業者であれ、これで被害を受けている方々の話をどれだけきちんと聞き留めて、それを町政に生かそうとされているのか、そこのところが見えないと、この予算案件もなかなか奥が深いんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そこのところをどういうふうに考えて専決をされたのかというところが気になるところなんです、できれば、調査していくのになぜ自分たちでしたのか、なぜほかの人たちを使うことができなかったのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。巡回に関しましては、今回の要請の中で義務づけられておるものではございません。町として独自にさせていただいたものではございます。その中で、組合のほうに関しましては、役員の方々のほうから自主的にその巡回をするべきじゃないかというような声も上がりまして実施に至ったところでございます。

ですので、第三者ではないと言われればそうですけども、組合としましても、その飲食店でのコロナの対策、感染予防というものが徹底されているのかというのは、組合として把握していきたいというような御主旨でございましたので、今回はこのような形で調査をさせていただいたところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第6号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）に対して、反対の立場で討論を行います。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症に伴い怒号のような1年を送りました。小学校などや保育園などへも広がりを見せてまいりました。

飲食業だけいいわねという声が聞こえてきます。1日の売上げが3万円に満たない業者の数も相当あるようです。もらわにや損という考え方でなく、どうしたら蔓延を防げるのか、一番に考えていただきたいと思うのは、私だけでしょうか。

3万円支援されてもどうしようもない飲食業の方もおられます。従業員を辞めさせないために、お弁当を販売したり、家族運営にしたり、様々な工夫を凝らして頑張っている事

業者もいることは存じております。

全てをひとくくりにはしていないわけではございません。いろんな意見が出ている背景は、納入業者もあり、運送業者、農業者もコロナ被害を受けています。全ての方々に同じように満遍なく支援することができる国家、自治体財政であれば、私も賛成をしたいと思いません。

国民、町民に対して、家から出られない状況をつくりながら、税だけは徴収する、町民からみんな中止、中止なのだから、税金を返してほしいという言葉さえ出ています。自治公民館によっては、行事をしないのに、公民館費をもらうのは申し訳ないと言われている公民館長さんも出ているようです。お葬式にも行けない、誰が亡くなったのかも分からない状況、異常事態ではないでしょうか。

飲食業だけでなく、住民全体のことをもっとしっかりと考えていただくことを要望して、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第6号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第16号）は、承認することに決定いたしました。

日程第6. 諮問第1号

日程第7. 諮問第2号

日程第8. 諮問第3号

日程第9. 諮問第4号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから日程第9、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてまで、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから諮問第4号人権擁護委員の推薦についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、諮問第1号についてでございますが、同委員の岩永修一氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を同委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号から諮問第4号についてでございますが、いずれも同委員である徳久陽子氏、杉田淳子氏、中武功見氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることから、諮問第2号につきましては長谷川ゆり子氏、諮問第3号につきましては金田一成氏を、諮問第4号につきましては河野恵子氏を新たに同委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、4件につきまして御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、本4件のうち、再任を除き、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、諮問第2号から諮問第4号まで順次略歴の説明を申し上げます。

まず、諮問第2号でございますが、氏名、長谷川ゆり子。生年月日、昭和36年10月20日生まれ、60歳。現住所、高鍋町大字北高鍋3495番地1。

最終学歴、昭和58年3月、奈良文化女子短期大学教養学部教養学科卒業。

職歴等、昭和55年4月、株式会社福西。昭和58年8月、同上退職。昭和60年9月、奈須接骨院。昭和61年10月、同上退職。昭和61年11月、有限会社長谷川食品。平成8年11月、有限会社長谷川修身商店取締役で現在に至っておられます。

次に、諮問第3号でございますが、氏名、金田一成。生年月日、昭和37年10月14日生まれ、59歳。現住所、高鍋町大字北高鍋5208番地。

最終学歴、昭和60年3月、福岡大学経済学部経済学科卒業。

職歴等、昭和61年4月、有限会社四季亭。平成7年8月、同上取締役。平成16年8月、同上代表取締役。令和3年1月、同上顧問。令和4年1月、同上退職で現在に至っておられます。

次に、諮問第4号でございますが、氏名、河野恵子。生年月日、昭和38年2月12日生まれ、59歳。現住所、高鍋町大字持田1385番地3。

最終学歴、昭和58年3月、西山短期大学仏教科福祉コース卒業。

職歴等、昭和58年4月、高鍋町職員採用、高鍋町立高鍋西小学校調理員。平成4年4月、高鍋町立高鍋東小学校調理員。平成16年4月、高鍋町教育委員会教育総務課主査。平成18年4月、高鍋町町民課主査。平成21年4月、高鍋町教育委員会教育総務課主査。平成26年3月、高鍋町退職で現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。推薦されるに当たり、どのような留意点があったでしょうか、お伺いします。（「留意点ですか」と呼ぶ者あり）

答えづらいなら2回目の分まで言います。

○議長（緒方 直樹） いいですか。じゃ、これ1回目ということですね。

- 11番（中村 末子君） すみません。2回目の分まで言います、続けて。
- 議長（緒方 直樹） だから、1回目で2回目の分まで言うということですね。
- 11番（中村 末子君） いやいや、違う違う。
- 議長（緒方 直樹） 2回目ということですか。
- 11番（中村 末子君） もう2回目でいいから……。
- 議長（緒方 直樹） ありがとうございます。
- 11番（中村 末子君） それで答えてください。

なぜ留意点と申し上げたのかということの一番大きな理由は、やはり人権擁護委員というのは、国際感覚でいけば、ジェンダーの問題とか、いろんな問題点が今一番出てきています。人権擁護に関しては例えば虐待、そういうものもあると思うんです。だから、法的な処置をしなければならない、そういった案件が数多く、ひょっとしたら相談があるかもしれないという、私、やはりそういう気持ちを持ったわけです。

そうなってくると、弁護士資格を持ってとか、そういうことは私申し上げませんよ。そういうことではなく、ある程度やっぱり研修をしたり、いろんなことをやっぱりやっぴやっぴと対応できない世の中になってきているというのが、私の率直な感想なんです。

だから、せっかく人権擁護委員さんになっていただいても、その職が全うできないとなると、本人も特に悩まれると思うんです。だから、そのことから関して、やはりバックフォローをしていく必要があると思うんです。

だから、このためには、やはり法務省に対して、しっかりとした研修ができること、そして、弁護士とは常に連絡が取れるような状況をつくっておくこと、いろんなことをしっかりとしていかないと、せっかく人権擁護委員さんになっていただいても、私は途中で、こんなときにどんな対応をしたらいいんだろうかと言うところで悩んでいかれる要因も出てくるんじゃないかというふうに気になるところなんです。

そして、今の現代社会は本当に複雑で、ジェンダーの問題でも私たちが前思っていたような状況ではない。私たちが思っていたような状況でないからこそ、それについて行くのは本当に大変なんですよ。

だから、そのことをやはり現代の法に照らして、そして現代の社会に照らして、どういった形でアドバイスをしたり、対応したりすることが必要なのかということ、どういうふうに考えていらっしゃるのかと、それをちゃんと総務課長のほうから、今度人権擁護委員の推薦をするに当たって、本人たちにしっかりと伝えていただいたと思うんです。

そういうことであればちょっと私、人権擁護委員にはなれませんかということもひょっとしたらあるかもしれませんが。私は、だからそこが非常に気になっているんですね。

だから、ある程度やはり法務省に対してしっかりとそういったジェンダー問題を含めた形での法的なバックフォローをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

ただ単に、だから人権擁護委員に推薦するに当たって、やはり、私たち議員はあまり関

係ないかもしれませんが、例えば、執行部のほうでどれだけそれをバックフォローできるような体制というのはできているのかということが非常に気になっているところがあるんです。だから留意点と申し上げたんですけれども。

だから、そのことをどういうふうと考えて、この推薦をお願いされたのかということちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。人権擁護委員の、例えば相談業務等の経験が全くない方に対するフォローにつきましては、法務局のほうでも、経験がない方でも務めていただけるように様々な研修の機会を設けております。

具体的には、委嘱時の研修として、初めて委嘱されたとき、それから、委嘱後の6か月以内で行う第1次の研修、それから、委嘱後2年以内に実施する第2次研修、それから、初めて再委嘱されてから1年以内で行う第3次研修ということで、経験年数に応じた研修のプログラムが用意されているようでございます。

また、法務局職員のフォロー、それから、先輩委員のフォローなどもございますので、そういった研修の中で人権擁護委員としてのスキルというものを身につけていかれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1件ごとに採決を行います。

まず、諮問第1号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開を13時15分からといたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

○議長（緒方 直樹） 日程第10、議案第7号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第17号）から、日程第15、議案第12号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第7号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第17号）から、議案第12号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第7号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第17号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ676万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億2,314万7,000円とするものでございます。今回の補正は、主に令和3年度の事業費確定等に伴い、歳入歳出予算の調整を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では町内事業者緊急支援金などの新型コロナウイルス感染症対策費として実施した事業費確定等に伴う調整のほか、事業取下げに伴う畜産競争力強化整備事業補助金の減額、事業費確定に伴う総合体育館大規模改修事業等の工事請負費の減額、保育士等の処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金を増額するとともに、基金積立金を増額するものでございます。

歳入では、事業費確定に伴う国県支出金の調整、また一般寄附金として70万円、教育寄附金として221万5,000円を受け入れるため増額するものでございます。

あわせて、総合体育館大規模改修事業の継続費の変更、会議録編集事業ほか12件の繰越明許費の追加、公金支出金返還等請求事件に係る訴訟委任ほか3件の債務負担行為の追加、及び中学校施設環境改善交付金事業ほか4件の地方債の追加、及び変更を行うものでございます。

次に、議案第8号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,540万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,894万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、見込みに伴う保険給付費の増額、総務費、総務管理費及び特定健康診査等事業費の委託料の減額で、歳入では、県支出金、普通交付金、繰越金の増額、一般会計繰入金、基金繰入金及び諸収入の減額でございます。

次に、議案第9号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,287万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,316万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う調整でございます。

次に、議案第10号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,226万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,529万5,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、令和2年度の決算額の確定に伴う消費税、修繕料及び工事請負費等の減額で、歳入では、下水道債及び一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第11号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,523万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、介護給付費準備基金積立金の増額で、歳入では、基金積立金利子の増額でございます。

次に、議案第12号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,274万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金の増額で、歳入では、繰越金の増額でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。

財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第7号令和3年度高鍋町一般会計補

正予算（第17号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった事業等に係る経費の減額及び事業費の確定または見込みに伴う歳入歳出の調整、並びに財源更正が主なものとなっております。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

32、33ページを御覧ください。

議会費でございます。会議録編集業務委託33万6,000円でございますが、3月議会の会議録作成につきまして、今年度内に着手できるように増額するものでございます。減額分は、新型コロナウイルス感染症の影響で行政調査、行事等が中止になったことによるものでございます。

次に、総務費、総務管理費でございます。

まず、32、33ページから34、35ページ、一般管理費についてでございます。

35ページ、弁護委託料でございますが、公金支出金返還等請求事件に係る弁護委託の着手金を計上するものでございます。

そのほかの一般管理費につきましては、見込みによる調整でございます。

財政管理費についてでございますが、ふるさと納税に係る経費につきまして、見込みにより調整を行っております。

郵便料につきましては、昨年10月の返礼品見直しの影響もあり、寄附件数が減少する見込みであるため減額、ワンストップ特例申請受付業務委託につきましては、寄附件数の減少に加え、可能な限り職員が事務処理を行い、委託契約を繁忙期のみ限定して経費節減を図ったことにより減額しております。

ふるさとづくり基金積立金は、寄附額から経費を差し引いた4億3,742万5,000円を積み立てることができる見込みでございますので、1,222万円を増額するものでございます。

34、35ページから38、39ページ、財産管理費についてでございます。

34、35ページから36、37ページの基金管理費につきまして、財政調整基金積立金は、財政調整基金利子17万9,026円及び財源調整3億8,905万1,000円により、3億8,923万1,000円の増額、減債基金積立金は、国が令和3年度の臨時財政対策債発行可能額の27.4%相当額を臨時財政対策債償還基金費として、基準財政需要額に算入して再算定を行ったため、その額を今年度の償還に充てるため8,459万円の増額、公共施設等整備基金積立金は利子、ふるさとづくり基金、地域づくり積立金につきましては、有限会社河原肥料店様から、学校のために役立ててほしいということで御寄附を頂きました100万円、及び柿原政一郎氏の孫、三木俊子様、川上典子様、中村弘子様、3名から図書館のために役立ててほしいということで御寄附の申出がありました100万円の合計200万円を積み立てるもの、子育て支援基金積立金は、九州防衛局の再編関連訓練移転等交付金を原資に増額するものでございます。

庁舎管理費、財産管理費につきましては、主に入札による執行残の減額。

公用車管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により行事等が中止されたことによる減額でございます。

38、39ページ、企画費につきましては、主に見込みによる減額でございます。

38、39ページから40、41ページの諸費、交通安全対策費、電算化推進費につきましては、主に見込みによる減額でございますが、40、41ページの諸費のうち地方バス路線維持費補助金につきましては、宮崎交通バスの高鍋・都農間におきまして、新型コロナウイルス感染症対策としての公共交通事業者支援金を充当したことによる減額でございます。

40、41ページの総務費、町税費の税務総務費につきましては、見込みによる減額でございます。

42、43ページの総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、住民記録システムにおきまして、マイナンバーカード所有者の転入転出の手続をシステム上でワンストップ化させるためのシステム改修費、及び地方公共団体情報システム機構が行うマイナンバーカード関連の事務委任に対する交付金を増額するものでございます。

42、43ページから44、45ページの総務費、選挙費の衆議院議員選挙費及び総務費、統計調査費の経済統計調査費について、こちらは、いずれも見込みによる減額でございます。

続きまして、46、47ページから50、51ページまでの民生費、社会福祉費及び児童福祉費につきましては、主に見込みによる増額及び減額でございます。

49ページ中ほどにございます新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金は、給付金支給の基準日である9月30日以降に離婚した世帯に向けた支援給付金制度が創設されたことに伴う増額、新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、放課後児童クラブを一時閉鎖及び利用自粛要請したことに伴うもの、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、国が打ち出しました保育士・幼稚園教諭及び放課後児童支援員に対する処遇改善に対する補助金の増額になります。

続きまして、50、51ページから52、53ページの衛生費、保健衛生費及び清掃費でございます。

50、51ページの予防費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策費におきまして、ワクチン接種謝礼は町外の医師及び看護師が、高鍋町のワクチン接種に従事したことに対する謝礼で、実績見込みによる減額、新型コロナウイルスワクチン接種委託は、3回目のワクチン接種に係る費用の増額でございます。

52、53ページのじんかい処理費でございますが、町指定ごみ袋の販売が増えているため、販売委託料を増額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、

家庭内における消費行動の増加、いわゆる巣ごもり需要によるものと推測しております。

52、53ページから56、57ページの農林水産業費、農業費及び林業費につきましては、主に見込みによる増減でございます。

54、55ページ、一番上の畜産競争力強化整備事業補助金につきましては、TMRセンターの事業取下げに伴う減額でございます。

58、59ページの商工費についてでございますが、主に見込みによる増減でございます。

商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策費におきまして、町内事業者緊急支援金は、5月と8月に発令された宮崎県独自の緊急事態宣言による売上減少等の影響を受けた事業者に対する支援金でございますが、延べ880件の見込みに対しまして、申請が514件にとどまったことによる減額でございます。

キャッシュレスポイント還元事業委託につきましては、見込みよりも利用が少なかったことによる減額でございます。

観光費の春季キャンプ激励品及びスポーツ合宿補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でキャンプが中止となったものがあることから、減額するものでございます。

60、61ページから64、65ページの土木費、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費及び住宅費についてでございますが、主に事業費の確定見込みによる増減及び財源更正でございます。

なお、60、61ページから62、63ページの道路新設改良費におきまして、社会資本整備総合交付金事業費内で事業費の調整を行うものでございます。

64、65ページから66、67ページの消防費についてでございますが、操法大会、防災訓練、消防始め式が中止となったため、消防団員への費用弁償等を減額しております。

東児湯消防組合負担金につきましては、負担金の確定による減額でございます。

66、67ページから68、69ページまで、教育費、教育総務費の事務局費についてでございます。

高鍋町育英会出資金は寄附によるもの、国際交流基金積立金は利子を積み立てるもの、姉妹都市交流事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となりましたので減額するものでございます。

68、69ページから74、75ページまで、教育費、小学校費及び中学校費についてでございますが、主に見込みによる減額でございます。

この中で、学校の光熱水費についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策のための小まめな換気、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台のタブレットの充電及びネットワーク機器の導入、原油価格の高騰などが影響し見込みにより増額するものでございます。

また、73ページ中ほどの学校管理費、西中学校費、工事請負費についてでございます

が、令和４年度に事業実施を予定しておりました西中学校のトイレ改修事業につきまして、国の補正予算の内示がございましたので、３,１９０万円を今回計上するものでございます。

７４、７５ページから７８、７９ページまでの教育費、社会教育費についてでございます。

７４、７５ページの社会教育総務費、７６、７７ページの公民館費の照明音響操作手数料、生涯学習推進費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により会議、大会、各種教室等が開催できなかったことによる減額でございます。

図書館費、図書館老朽化対策工事管理委託につきましては、設計段階において職員で対応できる部分を除くなど事業費を削減したことなどにより減額するものでございます。

また、図書館老朽化対策工事の減額は、入札残など事業費の見込みによるものでございます。

７８、７９ページの文化振興費、全国大会出場奨励金についてでございますが、高鍋町内の和太鼓グループ舞鶴一座秋月鼓童の皆さんが、日本太鼓ジュニアコンクール宮崎県大会において最優秀賞に選ばれ、富山市で行われます全国大会に出場することによるものでございます。

７８、７９ページから８２、８３ページの教育費、保健体育費についてでございます。

７８、７９ページの保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、舞鶴ロードレース、少年団の姉妹都市交流事業のほか、社会体育関係の会議等が中止になったことによる減額でございます。

７８、７９ページから８０、８１ページの体育施設費につきましては、２か年度にわたり行ってまいりました総合体育館大規模改修事業が終了しましたので、その執行残を減額するものでございます。

８０、８１ページから８２、８３ページの学校給食費におきましては、東小学校の燃料費、給食センターの燃料費及び光熱水費を見込みにより増額するものでございます。

歳出の最後、公債費につきましては、実績により減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

ページは１６、１７ページになります。

森林環境譲与税から地方交付税までにつきましては、交付額の確定により計上するものでございます。

地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填する個人住民税減収補填特例交付金、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するため、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金により算定されております。

普通交付税につきましては、地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、地域デジタル社会推進費が創設されるなど、基準財政需要額が増加す

るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により市町村民税法人税割など基準財政収入額が減少したことによるもので、それに併せて国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するために、必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として臨時経済対策費を創設するなどして普通交付税の再算定が行われ、高鍋町におきましては1億4,548万1,000円の増額変更決定がされたことなどによる増額でございます。

16、17ページから18、19ページの使用料につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用が減少したため減額するものでございます。

18、19ページの国庫支出金、国庫負担金から24、25ページの県支出金、委託金までにつきましては、歳出で計上しております事業確定見込額に基づき、それぞれの事業における補助率等のルールにより算出しているものでございます。

26、27ページ、財産収入、財産運用収入でございますが、それぞれの基金の利子を見込みにより計上しております。

続きまして、寄附金についてでございますが、これも確定見込額により計上しております。このうち、歳出でも申し上げましたが、教育寄附金119万9,000円のうち100万円と小中学校寄附金100万円、合わせて200万円につきましては、今年度基金に積み、翌年度において活用させていただくものでございます。

繰入金、基金繰入金につきましては、充当事業の財源調整を行うものでございます。

28、29ページの子育て支援基金繰入金につきましては、子ども医療費支援に充てるものでございます。

28、29ページから30、31ページの諸収入、受託事業収入及び雑入、詳細につきましては、事業費の確定見込額による増減でございます。

あわせまして、6ページでございますが、総合体育館大規模改修事業の継続費の変更、7ページの会議録編集事業ほか12件の繰越明許費の追加、8ページの公金支出金返還等請求事件に係る訴訟委任ほか3件の債務負担行為の追加を行うものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。健康保険課関係分について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第8号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、市町村事務処理標準システム導入委託の令和3年度執行分の執行残を減額するものでございます。

次に、保険給付費、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費につきましては、本年度実績を鑑み不足が見込まれることから、それぞれ増額するものでございます。

保険事業費、特定健康診査等事業費の委託料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受診者数の制限や実施日数を減らしたことにより減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金、普通交付金についてでございますが、歳出の一般被保険者療養給付費、高額療養費の増額分が交付されるものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金について、保険基盤安定繰入金、財政安定支援事業繰入金、それぞれの相当額が確定したことに伴う調整でございます。

次に、基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は財源調整でございます。

次に、繰越金、その他繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

諸収入、雑入、一般被保険者第三者納付金につきましては、実績見込みに伴い減額、特定健康診査等負担金、国民健康保険事業納付金償還金は過年度実績の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、議案第9号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

総務費、賦課徴収費、役務費は、コンビニ収納手数料が不足する見込みであることから、増額するものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため、予算書のとおり減額または増額するものでございます。

次に、保健事業、保健保持・増進事業費、健康診査費につきましては、健康審査委託の実績見込みに伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金は、いずれも歳出に合わせて一般会計からの繰入金を減額、または増額するものでございます。

諸収入受託事業収入の健診受託事業収入は、歳出に合わせて減額するものでございます。

続きまして、議案第11号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、準備基金積立金利子を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページ、7ページになります。

財産収入、財産運用収入につきましては、利子及び配当金につきまして、介護給付費準備基金積立金利子が確定したことによりまして、増額するものでございます。

以上で、健康保険課関係分の説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。議案第10号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細を説明いたします。

まず、10ページ、11ページの歳出から御説明いたします。

総務費の委託料につきましては、下水道接続増に伴う徴収事務委託の増額、公課費につきましては、消費税の額確定に伴う減額でございます。

次に、施設管理費の需要費、消耗品費につきましては、浄化センターの薬剤使用量の減に伴う減額、修繕料につきましては、修繕予定の資材が年度内に納入できないことから、次年度の修繕としたことによる減額、役務費の汚泥引き抜き手数料につきましては、マンホールポンプの汚泥の現況により、引き抜き箇所を3か所としたことによる減額、工事請負費につきましては、今年度中の公共ますの取り出しの計画を考慮しての減額でございます。

次に、8ページ、9ページの歳入について御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整による減額でございます。

町債の下水道債につきましては、汚水管渠布設工事を減額したことによる減額でございます。あわせまして、4ページ、5ページの地方債の限度額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。議案第12号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細を説明させていただきます。

今回の補正は、事業費の確定に伴います積立金に係る歳入と歳出の計上でございます。

まず、歳出のほうから御説明を差し上げます。

お手元の予算書、8ページ、9ページをお開きください。

款、農林水産業費、項、農地費、目、総務費でございます。節の積立金でございますけれども、3年度の事業費確定に伴いまして167万6,000円、こちらのほうを積立金としまして、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金に増額計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

お手元の予算書は6ページ、7ページでございます。

歳入でございます。

こちらのほう、令和3年度の繰越額の確定によりまして、積立金として歳出計上いたしました167万6,000円につきまして、全額繰越金として計上をさせていただいたというものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18. 議案第15号

日程第19. 議案第16号

日程第20. 議案第17号

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

○議長（緒方 直樹） 日程第16、議案第13号町道路線の認定についてから、日程第31、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上16件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第13号町道路線の認定についてから、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号町道路線の認定についてでございますが、馬場田1線は太平寺地区第3班の生活道路であり、道路名義が当時開発を行った会社名義で管理ができていない状況でしたが、今回、町への名義変更が完了したため、町道として認定を行うものであります。

大池久保2線及び大池久保3線は道路沿いの住宅の改築等が行えるように、町道として認定するものであります。

以上、3路線につきまして、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止についてでございますが、本案につきましては、工業用地造成事業が完了し、その起債の償還も本年度で終了したことから、本会計を廃止したいので議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、消防団員の処遇改善を推進するため、出動報酬の創設等を内容とする非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、有期雇用労働者の育児、介護休業取得要件の緩和の措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠、出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置が義務づけられることとなったことから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、未就学児に係る非保険者均等割額の軽減措置が導入されたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、本施設の一部を借り受けている特定非営利活動法人に施設を有効活用していただくために、交流室の1室の貸出しを除く改正を行うものでございます。

次に、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、町の選挙における立候補に係る環境を改善することなどを目的とした公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、本案につきましては、昨年6月に閣議決定されました経済財政運営等改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針におきまして、感染症に対して強靱で安心できる経済社会の構築、経済の好循環の加速、拡大を柱とし、その実現のために成長を生み出す4つの原動力として、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服、子どもを産みやすい社会の実現を掲げ、内外の変化を捉え構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくることとしています。

高鍋町におきましては、令和2年7月22日に新型コロナウイルス感染症の感染者が町内で初めて確認されて以降、昨年9月までに185名の感染が確認されました。その後、

しばらく沈静化しておりましたが、オミクロン株を中心とした感染が猛威を振るい、今年に入ってからの感染者は2か月間で200人を超え、まん延防止等重点措置が適用される厳しい状態が続いており、地域経済の回復もいまだ見通すことができない状況でございます。

町の財政状況におきましても、社会保障関係費の伸び、公共施設の大規模改修工事などによる公債費の増嵩などにより厳しい状況が続いており、今後、小中学校総合運動公園野球場などの施設の老朽化対策のための費用が、町財政に対して大きな負担となつてのしかかってくるのが懸念されています。

このような状況におきまして、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町が元気になるという高鍋町を発展させる理念の下、本町も産業振興、教育、福祉、子育て、高齢者支援、防災、住環境整備をまちづくりの柱に、変化する未来を予想し、国が提唱するゼロカーボンシティ、SDGs未来都市、スマートシティ、スマートウェルネスシティ、みどりの食料システム戦略という未来都市構想と国の戦略を加え、10項目の達成すべき目標をさらに充実した内容の戦略として構築し、施策の優先順位を洗い直して、優先して実施すべき事業に集中して予算を編成したところでございます。

令和4年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ9億9,800万円となり、令和3年度当初予算は骨格予算として編成したため、参考までに申し上げますが、前年度当初より4億1,000万円、率にして4.28%の増となつたところでございます。

それでは、概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

町税についてでございますが、町民税はコロナ禍前の額までは戻らないものの、前年度より増収を見込んでおります固定資産税につきましては、償却資産に係る固定資産税の増収を見込んでおります。

地方譲与税から地方交付税までにつきましては、令和3年度決算見込み及び総務省が取りまとめた令和4年度地方財政対策を基に算定しております。なお、臨時財政対策債につきましては、地方財政対策において67.5%の減とされているため、大幅な減を見込んでおります。

国・県支出金につきましては、計画しております事業につきまして、活用できる国・県の制度に基づき算定しております。

寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附を10億円計上しております。

繰入金及び町債につきましては、計画しております事業の内容により、有効活用できる地方債の種類、償還額に対する交付税措置の有無、起債残高の見通し、財政の健全性等をそれぞれの事業ごとに総合的に判断し、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金等からの繰入れ及び地方債の活用を選択し、計上したところでございます。

続きまして、歳出につきまして、目的別歳出予算ごとに主なものを御説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に要する経費を計上しております。

総務費につきましては、戸籍住民票、税などに関わる電算機器運用に要する経費、生活

安全、公共交通、ふるさと納税等に要する経費を計上しております。

選挙関係についてでございますが、町議会議員、参議院議員、県知事、県議会議員の各選挙に要する経費を計上しております。

また、令和4年度新規事業として、町内循環バスに代わるデマンド交通運行事業、地域新電力会社創業事業計画策定事業に要する経費を計上しております。

民生費につきましては、高齢者、子ども・子育て、障害者等の支援に要する経費等を計上しております。

また、わかば保育園大規模改修工事についてでございますが、令和4年度の外構工事を持ちまして全ての工事が終わる予定でございます。

衛生費につきましては、各種予防接種、検診委託、ごみ、し尿収集及び処理に要する経費等を計上しております。

農林水産業費につきましては、農業生産基盤整備のための多面的機能支払交付金補助金、農業次世代人材投資資金、環境保全型農業育成支援事業補助金、高鍋木城有機農業推進協議会補助金等を計上しております。

商工費につきましては、創業、新商品開発、地域商業活性化等の支援に要する補助金等を計上しております。

土木費につきましては、防衛施設周辺道路改修等事業及び社会資本整備総合交付金事業等による町道の整備、町営住宅の維持管理に要する経費等を計上しております。

消防費につきましては、消防団の消防自動車更新、東児湯消防組合運営のための負担金等を計上しております。

教育費につきましては、学校生活支援員など会計年度任用職員に関わる経費、自治公民館運営費補助金等を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる経費につきましては、令和3年度からの繰越明許費に加え1億8,978万9,000円を計上しております。

あわせて、防衛施設周辺道路改修等事業の継続費の設定、老人福祉施設整備事業ほか17件の地方債設定を行うものでございます。

以上が、令和4年度予算の概要でございますが、今後も義務的経費でございます扶助費、公債費の負担は避けられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続いていくものと推測されます。限られた財源の中で、予算の重点化、効率化を図りながら、行財政運営に努めてまいります。

次に、議案第21号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ26億4,350万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると8%の増でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、保険税、県支出金及び一般会計からの繰入金等でございます。歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第22号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億3,477万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.7%の増でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、保険料一般会計繰入金及び受託事業収入等でございます。歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険事業費でございます。

次に、議案第23号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,176万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.6%の減でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、使用料、一般会計繰入金及び町債等でございます。歳出では、浄化センターの運転管理費等の委託料、工事請負費、人件費及び公債費等でございます。

次に、議案第24号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,064万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.5%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町及び木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものとしたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第25号令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ19億5,314万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると2%の増でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、保険料、国・県支出金支払い基金交付金及び一般会計繰入金で、歳入では、保険給付費及び地域支援事業費等でございます。

次に、議案第26号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,740万円となり、前年度当初予算と比較すると16.9%の減でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、使用料及び基金繰入金で、歳出では、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第27号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ43万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると8.5%の減でございます。

予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものとしたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金で、歳入は、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水

戸数9,146戸、年間総配水量234万4,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は、収入総額5億5,365万9,000円、支出総額は4億8,725万4,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは、動力費、修繕費、企業債利息及び減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額7,500万3,000円、支出総額3億4,168万9,000円で、支出の主なものは、企業債償還金及び建設改良費等で、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、16件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時12分散会
